

10月

今月のお知らせ

新型コロナウイルスの感染状況によっては、事業を変更する場合があります。ご了承ください。

さわやかサロン

日時：10月13日(木) 13時30分～
内容：つるし飾りづくり
一針一針に願いを込めて
作ってみませんか？

みんなの楽級

日時：10月16日(日) 13時30分～
内容：つるし飾りづくり
材料費：500円
9月みんなの楽級で制作する予定にしていた「つるし飾りづくり」を行います。

ペン習字(いきいき)教室

日時：10月17日(月) 13時30分～
内容：「絵手紙」「実用的な書」など
準備：筆ペン
～いつでも、どこでも、
誰でも、楽しめること～

手話教室

日時：10月25日(火) 19時30分～
持ち物：筆記用具
「手話で簡単な日常会話、
子どもから大人まで
楽しく学びましょう」



高齢者教室

日時：10月28日(金)
8時30分 出発
場所：午前 浄福寺(淀江町)
午後 大山方面(予定)
締切：10月21日(金)
どなたでも参加できます。参加を希望される方は、さわやか人権文化センターまで連絡して下さい。皆様のご参加をお待ちしています。

事業は、感染症対策を充分行ったうえで開催いたします。

倉吉市人権教育研究会 会員募集中

身近な人権課題に学び実践化につなげましょう。
年会費 1,000円 ※入会特典があります。
申し込み方法：会費を添えて右記へお申し込みください。
(随時受付しています。)

申し込み先：
○さわやか人権文化センター ☎28-2017
○倉吉市人権教育研究会事務局(人権政策課内) ☎22-8130/fax23-9100
○倉吉市人権文化センター ☎22-4768
○やまびこ人権文化センター ☎28-4265
○はばたき人権文化センター ☎22-0232
○あたごふれあい人権文化センター ☎28-5440

困りごとはありませんか？ 人権が侵害されていませんか？

悩みごと・生活に困っていることがありましたら、どんなことでも、1人で抱えこまずにご相談ください。

倉吉市役所人権政策課
さわやか人権文化センター

差別落書きや差別発言などに遭遇しましたら、倉吉市人権政策課もしくは人権文化センターにご相談ください。

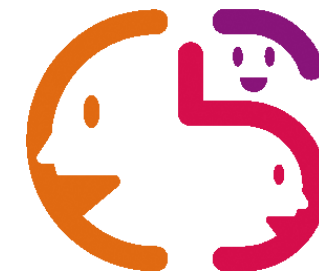
電話 22-8130
電話 28-2017

さわやか人権文化センターだより

さわやか

2022年10月1日発行 No.336
〔発行所〕さわやか人権文化センター
〔所在地〕〒682-0602
倉吉市上米積 1074-1
〔電話兼ファックス〕0858-28-2017
〔メールアドレス〕sawayaka@ncn-k.net

センターだより「さわやか」に関するご意見・ご要望をお寄せください。



日本女性会議 2022 in 鳥取くらよし

大会テーマ Smile in くらよし ～だれもが共に、笑顔になれる夢ある未来～

大会の目的・基本方針

1 目的

- ①受け継いでいく男女共同参画推進の取り組み
- ②“くらよし”倉吉の魅力発見！そして全国へ発信！

2 基本方針

- ①性別、年代に関わりなく、誰もが参画したくなる大会(ともに築く持続可能な推進体制)
- ②地域の課題、特徴などを再確認する分科会とし、男女共同参画の視点を取り入れたまちづくりにつながる大会(お互いを認め合う男女共同参画社会の形成)
- ③地域での女性リーダーの育成につなげる大会(多様な個性を活かす女性の活躍の推進)
- ④市民が大会を通して倉吉の良さ“くらよし=くらよし”を再確認し、さらにまちの魅力を来訪者にPRできる大会(交流で伝え合う倉吉の魅力)
- ⑤鳥取・倉吉の魅力の発信(人、風土、食、文化、交流)

とき 2022年10月28日(金)▶30日(日)

大会概要

全体会：約2,000人
分科会：1分科会～9分科会
スケジュール

- 1日目：分科会・交流会
- 2日目：開会式・全体会・閉会式
- 3日目：エクスカージョン

会場：鳥取県立倉吉未来中心(メイン会場)

交流会会場：ホテルセントパレス倉吉(メイン会場)

主催：日本女性会議2022 in 鳥取くらよし実行委員会・倉吉市

【お問い合わせ先】

日本女性会議2022 in 鳥取くらよし実行委員会事務局(倉吉市人権政策課内)

【電話】0858-22-8130【FAX】0858-23-9100【メール】danjo@city.kurayoshi.lg.jp

【2日目】全体会 特別講演(トークショー)11:00～
だれもが生き生きと輝くために、私たちが考えるジェンダー平等
～未来に向けて若い世代への応援メッセージ！～

司会 竹尾 征二
●日本女性会議2022 in 鳥取くらよし
実行委員会企画部長

出演 上地 雄輔
●俳優/タレント

出演 秀ノ山 親方
●元大相撲関脇



なぜ人権・同和教育が必要なのでしょうか？

私たちは社会の中にある差別意識にいつどこで会うか分かりません。差別に出会った時にそれを見抜き、批判的に捉え、差別に立ち向かう行動を起こすことが出来るように人権・同和教育を行う必要があるのです。

もしも、人権同和教育が行われなかったら、どんな世の中になるの？

人権・同和教育のない世の中では、多くの思いこみや迷信、誤った情報などに惑わされて、正しいことが通らない社会となってしまいます。

また、大切なことの基準が一部の人の価値観のみで決まり、発言力のある人（権力者）にとって都合のよい社会が構成されていきます。今、問題視されている世の中の様々な差別に対しても差別される人は我慢を強いられ、差別する人はその間違いに気づくこともないでしょう。

部落差別・いじめ・人種や民族の違いによる差別・高齢者に対する差別・ジェンダー・在日外国人差別・ハンセン病回復者やHIV感染者への差別・インターネットによる人権侵害・アイヌ民族への差別・・・など

学習し、正しく知ることにより、私たちは客観的・多面的なものの見方を身につけます。多くの情報の中から正しいことと間違っていることを見分ける力、自分の感じることを表現する力を育てていくと、集団を正しい方向へ導いていくための価値観が身につくのです。それが差別のための行動力へとつながります。

学びがなかったら・・・差別を受け入れることにつながる。

学びがあったら・・・差別を跳ね返すことにつながる。

人権・同和教育を行うことによって、無責任でわがままな人になることはありません。学べば学ぶほど、人々は多くの視点で物事を見つめる力（客観的な視点）を身につけ、自他の行動に責任を持ち、生き生きと暮らすことができるようになるのです。

【参考文献】◇『知っていますか？人権教育一問一答』森実著 解放出版社

◇人権・部落問題学習研究専門委員会で作成されている「人権・同和教育Q&A」

高城・北谷地区では、同和教育町内学習会が始まります。町内学習会で身近な地域の課題や人権問題を話し合っ、人権を尊重する心豊かな地域をつくっていきましょう。
みなさんの積極的なご参加をお願いします。

高齢者の貧困 2

高齢者の相対的貧困

日本における高齢者世帯の相対的貧困率は、一般世帯よりも高い状況にあります。特に、単身高齢者の貧困の割合は特に高い傾向にあります。

貧困対策のために、いくつかの社会保障制度が「国民の権利」としてつくられています。では、その制度が、困窮し生きるため社会保障制度を必要としている人に本当に行き渡っているのでしょうか…。

経済的な困窮と社会保障制度 制度の狭間で…

生活状況が社会保障制度の要件の基準以下であっても、不安定な雇用状態やさまざまな事情で、要件が該当しない人がでてきます。その場合は、実際に生活に困窮していても、不十分な保障であったり、あるいはその制度を利用できないのです。

このように、制度の狭間にいる人が保障を受けることができないという現状があります。さらには、制度そのものを知らない人もいるのではないのでしょうか。

健康保険や介護保険制度でも、保険料の未納、または治療費の支払い

や介護の利用者負担が生活費を圧迫するという理由で、病院に行けない人や介護制度の利用を控える人もいます。

「こんな老後を迎えたのは自分にも責任がある」と自分を責める人がいますが、貧困は自己責任ではなく社会全体の問題として、みんなで考えていかなければならない問題です。



社会的孤立による貧困

高齢者の貧困は、経済的な困窮だけではありません。他者との関係性も大きな要因となります。

しかし、自身の生活環境の変化やコロナ禍の長期化を含めた社会環境（高齢者対策や貧困対策等の政策の変化、低所得、格差の強まり他）などにより、これまで積み重ねてきた人間関係が希薄になったり、そこに居場所がなくなったりする場合があります。交流の輪の中に入れられない人もいます。また、地域とのつながりや他者と交流をたくても、できない人がいます。

社会的孤立は自己責任ではありません。さまざまな要因が重なり合って、社会的孤立がつけられています。そして、その解決は一つの方法では難しい場合が多くあります。行政、地域、家族、本人などが孤立解消に向けて、協働で取り組んでいくことが重要ではないでしょうか。



相対的貧困

その国や地域の水準と比較して、大多数よりも貧しい状態のことを指しています。

所得でみると、一人暮らしの場合、等価可処分所得の中央値（2018年は253万円）の半分＝貧困線（2018年は127万円）未満の所得の人が、相対的貧困状態ということになります。

生活保護制度は、社会保障制度全体の中でも最後のセーフティネットとしての役割・機能を担っています。**しかし、生活保護基準よりも少ない収入で生活している高齢者の7～8割は、生活保護を受けていません。**

生活保護を受給するにはいくつかの要件に当てはまらないといけません。生活していくためにどうしてもその要件がクリアできず、受理されないケースがあります。**家族や他人への迷惑と考えるしまったり、生活保護へのバッシングがあることに恐怖感を増加させ、申請できないという実態もあります。**